

【営利目的の使用における注意事項】



がんばったダンゴ

難波田城公園イメージキャラクター
「なんばった」

「なんばった」の名称を商品等の名称に付することはできません。
イメージキャラクターを使用する場合は、上図のように説明書きとして『難波田城公園
イメージキャラクター「なんばった」』という標記を必ず付してください。

※営利を目的としてマスコットキャラクターを使用する場合は、知的財産総合支援センター埼玉（埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F 電話番号048-621-7050）の専門家と相談し、他者の商標権を侵害しないよう注意してください。

【イメージキャラクターに関するお問い合わせは】

富士見市立難波田城資料館 イメージキャラクター担当

Tel 049-253-4664 fax 049-253-4665